

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和3年9月1日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
南河内郡太子町大字太子284番ほか
（仮称）ドラッグコスモス太子店
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
令和3年4月7日（令和3年大阪府告示第521号）
- 3 太子町の意見の概要
 - (1) 出入口について、左折入出庫の看板を適切な位置に設置すること。
 - (2) 夜間の車両走行音については、近隣住宅への影響を最小限に留めるよう、利用者への啓発に努めること。
 - (3) 照明配置の際には、周辺の営農に影響のないよう配慮すること。
- 4 意見の縦覧の期間及び場所
 - (1) 縦覧の期間
令和3年9月1日から同年10月1日まで
 - (2) 縦覧の場所
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課
南河内郡太子町大字山田88番地
太子町まちづくり推進部観光産業課